

社会福祉法人朝霞地区福祉会
指定障害児相談支援事業所、指定特定計画相談支援事業所
「みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター」運営規程

平成27年4月1日

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「事業者」という。）が設置するみつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定特定計画相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の提供に当たっては、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業を行う者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者若しくは特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、朝霞市、和光市、志木市（以下「3市」という。）、福祉サービス等を行う者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センター

(2) 所在地 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 2人以上

相談支援専門員は、利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画等の作成並びに継続的なモニタリング等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において事業を提供する主たる対象者は、障害者総合支援法第4条第1項及び児童福祉法第4条第2項に規定する障害者及び障害児であって、3市に住所を有するものとする。

(事業の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立ち、利用者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する利用者の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) サービス等利用計画の作成の開始

サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望を踏まえ、利用者の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう努める。

(3) アセスメントの実施

利用者の居宅を訪問し、利用者面接をして、利用者の希望する日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行う。

(4) サービス等利用計画案等の作成

アセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等が提供される体制を勘案してサービス等利用計画案等を作成する。また、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(5) サービス担当者会議の開催

支給決定内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して

サービス担当者会議を開催し、当該サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(6) サービス等利用計画等の作成

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画等の内容について利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(7) モニタリングの実施

サービス等利用計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(利用者から受領する費用及びその額)

第8条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、計画相談支援利用者から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収通知を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、3市の全域とする。

2 前項に定める実施地域内で行う指定計画相談支援事業等に係る交通費は無料とするが、通常の事業実施地域外へ出向き、指定計画相談支援等を行った場合は有料とし、車の利用の場合、実施地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき23円とする。また、それ以外の場合は要した交通費とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第10条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、埼玉県知事及び3市市長、利用者には連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者には周知徹底を図る。

2 事業所は、利用者からの苦情に関して埼玉県知事又は3市市長が行う調査に協力するとともに、埼玉県知事又は3市市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第8

5 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 12 条 職員は、業務上知り得た利用者の個人情報について、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、他の指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の関係機関に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること。

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年 1 回以上

イ 虐待防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

継続研修 年 1 回以上

(職員の研修及び記録の整備)

第 14 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、事業の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援

等及び指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意点)

第15条 事業所は、適切な障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行し、同年4月1日から適用する。